

○地方独立行政法人市立吹田市民病院定款

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 組織及び業務（第7条—第19条）

第3章 資本金等（第20条—第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域の中核病院として、市民に救急医療をはじめ、良質で安全な医療を安定的かつ継続的に提供するとともに、地域の医療機関との機能分担及び連携を行うことにより、市民の生命及び健康を守ることを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、吹田市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の事務所は、吹田市岸部新町5番7号に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場への掲示又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。

第2章 組織及び業務

（役員の定数）

第7条 法人の役員として、理事長1人、副理事長3人以内、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は吹田市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（役員の内命）

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員の内命）

第10条 役員（監事を除く。）の内命は、2年とする。

2 監事の内命は、任命の日から、理事長の内命（補欠の理事長の内命を含む。）の末日を含む事業年度についての法第34条第1項の規定による財務諸表の内命の日までとする。

3 補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

（職員に関する事項）

第11条 法人の職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務、その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

（理事会の設置及び構成）

第12条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第13条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（理事会の運営）

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議事)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

(病院の名称及び所在地)

第16条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
市立吹田市民病院	吹田市岸部新町5番7号

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(緊急時における業務の実施)

第18条 前条の規定にかかわらず、法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため、市長が必要と認める場合において、市長から必要な業務の実施を求められたとき

は、その求めに応じ、当該業務を実施するものとする。

(業務方法書)

第19条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第3章 資本金等

(資本金等)

第20条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により吹田市から法人に対し出資されたものとされる金額及び法人成立の日後に吹田市から法人に対し出資された金額の合計額とする。

2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表第1に掲げるものとする。

3 法人の成立の日後に吹田市から法人に対し出資された財産のうち土地については、別表第2に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第21条 法人が解散した場合において、法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該財産は、吹田市に帰属する。

(規程への委任)

第22条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による大阪府知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による大阪府知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による大阪府知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による大阪府知事の認可のあった日から施行する。

別表第1（第20条関係）

ア 土地

所在地	面積（㎡）
吹田市朝日が丘町144番4	1,095.44
吹田市朝日が丘町1275番4	987.26
吹田市片山町2丁目54番6	21,664.98
吹田市朝日が丘町144番5	188.11

イ 建物

施設名	所在地	延べ床面積（㎡）
病院本館	吹田市片山町2丁目54番6	28,440.32
看護師宿舎	吹田市片山町2丁目54番6	2,137.02
保育所	吹田市朝日が丘町144番4	371.25
駐車場	吹田市片山町2丁目54番6	2,226.00

別表第2（第20条関係）

所在地	面積（㎡）
吹田市岸部新町11番	390.95
吹田市岸部新町13番	4,635.77
吹田市岸部新町14番	12,786.97